

「申請に対する処分」基準等公開票（法律又は命令）

許認可等の名称	行政財産目的外使用許可	
根拠法令・条項	地方自治法第238条の4第7項	
所 管 課	総務局行政部行政総務課	
審 査 基 準	地方自治法第238条の4第7項、堺市行政財産の目的外使用に関する条例、堺市財産規則及び行政財産の使用許可に関する取扱要領等にもとづき審査を行う。 ○地方自治法 抜粋 （行政財産の管理及び処分） 第238条の4 7 行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる。 ○堺市行政財産の目的外使用に関する条例 抜粋 （趣旨） 第1条 この条例は、法令その他に定めがある場合を除くほか、地方自治法(昭和22年法律第67号)第238条の4第7項の規定に基づく行政財産の目的外使用について必要な事項を定める。 （許可の基準） 第2条 前条の目的外使用に係る許可を与える場合は、常に行政財産の本来の用途又は目的を妨げないよう配慮し、みだりにこれを与えてはならない。 ○堺市財産規則 抜粋 （使用許可の範囲） 第20条 使用許可は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、することができる。 (1) 国、他の地方公共団体その他公共団体、公共的団体若しくは公益的団体が公用、公共用若しくは公益事業の用に供するため使用するとき、又は私人において公共若しくは公益の用に供するため使用するとき。 (2) 運輸、電気又はガスの事業その他の公益事業の用に供するため、やむを得ないと認められるとき。 (3) 行政財産の一部に、食堂、売店等の福利厚生施設又は当該行政財産を利用する者等の利便の向上を図るための施設、設備等を設けるとき。 (4) 災害その他緊急事態の発生により、応急施設として短期間使用させるとき。 (5) 使用期間が一時的であつて、かつ、本市の事務事業及び財産管理に支障を生ずるおそれのないとき。 (6) 前各号に掲げる場合のほか、市長が特に必要があると認めるとき。	
標準処理期間	標準処理期間	申請書を受付してから30日間
	標準処理期間を設定できない理由	